



第2章

景観形成の基本的な考え方

1. 景観づくりの基本理念と目標

景観形成にあたっては、単に眺めて美しい景観や街並みを守り・創るだけでなく、本市内の各地域の特性を表現し、そこに住んでいる市民に心地よさや活力、地域への誇り・愛着を与え、さらに訪れる人に対して本市の魅力を高めるといった景観の多方面にわたる役割を十分に発揮できるように進めることが大切です。

本市の特徴である雄大な自然や豊かな田園が広がる環境の中で育まれてきた醸造文化などの“大崎市の宝”を大切にしながら、“都市と自然と歴史が調和した大崎の景観づくり”の実現を目指し、景観計画では基本理念と目標を定めます。

(1) 景観づくりの基本理念

大崎耕土に育まれた醸の都(くに)を 学び体感できる景観づくり

本市は、豊かな生活の営みを生み出した大崎耕土に囲まれた地勢です。また、「醸」という言葉は、古来から大崎の地で生活や人が動いている風景を想起させる「耕」と、本市の宝である文化や生業が結びつき「醸」し出される情景を表し、本市の景観の楽しみ方を想像させます。併せて、市民の感性を磨き・耕し、郷土への誇りや意識の醸成を図ることが、良好な景観づくりに繋がることから、この2つの要素を踏まえた基本理念とし、景観計画を進めます。



図 大崎市の景観イメージ

(2) 景観づくりの目標

目標1 自然・都市・文化など、地域の多様な魅力あふれる景観づくり (景観法に基づく届出制度による規制・誘導の景観形成)

本市を構成する7つの地域は、自然・都市・文化などにおいて、それぞれ特徴的な景観を有しています。地域の個性を活かした良好な景観の形成に向けて、景観を阻害する要因を改善しつつ、一つひとつの景観特性を磨くことで、本市の景観の魅力を高めていきます。

また、景観の良さを伸ばしていくために、景観類型ごとに良好な景観の形成に関する方針を定め、さらに大規模な建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を届出対象として、景観形成基準を設定します。

<関連する SDGs の目標>



目標2 大崎耕土から生まれた文化・歴史を受け継ぐ景観づくり (景観法や関連制度を活用した保全型の景観形成)

景観重要樹木、景観重要建造物、景観重要公共施設、宮城県屋外広告物条例等の仕組みを活用することにより、地域に息づく文化・歴史が現れた景観を将来に受け継いでいきます。

また、生物多様性に配慮し、大崎耕土の特徴である屋敷林「居久根」のある農村の景観の維持・保全を図ります。

<関連する SDGs の目標>





目標3 大崎市らしさを特徴づける景観づくり

(景観形成重点地区等による創出型の景観形成)

良好な景観形成の推進やその取り組みに対する機運の醸成に向けて、他の地域における景観形成の手本となるような、質の高い取り組み事例を蓄積していきます。

本市の特徴的な景観となっている、あるいは、骨格的な景観を形成している地区を、景観形成重点地区として段階的に指定し、各地域の特性を活かした景観の維持・発展を目指します。

<関連する SDGs の目標>



目標4 未来の子どもたちに誇れる環境，景観づくり

(景観づくりの実効性を高める方策)

地域のシンボルとなる景観資源の保全と、魅力ある街並み形成を図るとともに、自然や歴史などの良好な景観を活かしたまつり・イベント、観光やレクリエーションとして楽しめる体験・学習・交流機会の創出を図ります。さらに、それらの取り組みと景観資源のネットワークを形成することで、何度も訪れたいくなるような、楽しさや話題性のある景観づくりにつなげ、魅力ある本市のイメージを演出します。

市民や事業者の景観形成の取り組みに対して、アドバイスや専門家の派遣、景観形成に関する情報提供など、支援や意識啓発を進めます。市民が自らの発意で、地域それぞれの景観づくりの熟度に応じて、活動を持続的に発展させていけるような、効果的な支援等の仕組みをつくります。市民がふるさとへの愛着を感じ、大切に想う景観をまもり、次の世代に引き継ぎます。

<関連する SDGs の目標>



【参考】 持続可能な開発目標（SDGs）と景観計画

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2015年9月に国際連合で採択されました。全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動などさまざまな課題を2030年までに解決するために、17の目標を設定しています。



本計画が示す景観づくりの目標は、SDGsの理念と共通する点があります。本計画に基づき、良好な景観の形成を推進することで、SDGsの達成に資するため、景観づくりの目標を、SDGsの17の目標に関連づけて取り組みます。

<本計画に関連する SDGs の目標>





(3) 地域ごとの景観づくりの方向性

本市は、7つの地域で構成され、それぞれ特有の地域資源があります。こうした景観の特性を活かした景観形成が進められるよう、地域ごとの景観づくりの方向性を定めます。

① 古川地域

【概要】

古川地域は古くから街道が交わる交通の要衝であり、地方行政の拠点として、また、宿場町、商業の町として都市の景観形成が進んできました。中心部は、奥州街道や緒絶川に沿って形成され、宿場町の趣を感じさせる景観、登録文化財などがあります。地域全体には田園が広がっていて、ラムサール条約湿地である化女沼があります。また、名生館官衙遺跡や宮沢遺跡など、古代の歴史を感じさせる遺構も残っています。



【景観づくりの方向性】

古川地域は、新幹線の停車駅である古川駅や東北縦貫自動車の古川 IC があり、大崎市の玄関口として広く利用されています。また、中心市街地では緒絶川周辺整備事業が進められるなど、宿場町だった文化を活かしたにぎわいのある景観形成が図られており、背景には情緒ある歴史的遺構も残存しています。これらを踏まえ、古川地域では、景観づくりの方向性を以下のように定め、景観形成を図っていきます。

**都市・田園・歴史が共生する
にぎわいとあじわいのある景観**



図 緒絶川



図 昔の緒絶川

② 松山地域

【概要】

松山地域は、北部は穀倉地帯、南部は丘陵地帯となっています。藩政時代には茂庭家の城下町として栄え、石雲寺や妙伝院、満徳寺などの寺院があるほか、松山酒ミュージアム周辺の地区には当時の風情が感じられる街並みがあります。また、御本丸公園（コスモス園）やコスモスロードでは、旧町花であるコスモスが楽しめるなど、「花と歴史の香るまち」が形成されています。



【景観づくりの方向性】

松山地域は、仙台藩伊達家重臣の茂庭家の城下町として栄え、地域の一角には当時の風情を感じられる街並みが残っています。本地域では、米どころであったこと、水が良かったことなどから、江戸時代より行われてきた酒造りが行われており、この醸造の「醸」と、地域の花であるコスモスや羽黒山公園の桜に代表される「華」、多くの人が集まる里を表す「邑」を合わせた、「醸華邑（じょうかむら）構想」を掲げ、まちづくりを進めてきました。これらを踏まえ、松山地域では、景観づくりの方向性を以下のように定め、景観形成を図っていきます。

花と歴史の香る醸華邑の景観



図 松山酒ミュージアム・松山華の蔵



図 昔の街並みの様子



③ 三本木地域

【概要】

三本木地域は、北部の平坦地帯と南部の丘陵地帯に分かれています。奥州街道の宿場町として栄え、街道の交差する陸路と鳴瀬川の水運との接続点でもありました。館山公園や千貫森公園など本地域の各所で桜が見られるほか、ひまわりの丘では、春は菜の花、夏はひまわりの花が咲き誇ります。



【景観づくりの方向性】

三本木地域は、地域の中央部を通る鳴瀬川の水運で栄えました。鳴瀬川は昔から遊びの場として本地域の人に親しまれ、現在も河川清掃が実施されており、本地域にとって大切な資源です。また、桜・菜の花・ひまわりは、本地域を代表する景観資源であり、いずれの資源も歩きながら目で楽しむことができます。これらを踏まえ、三本木地域では、景観づくりの方向性を以下のよう

鳴瀬川に育まれた 桜・菜の花・ひまわりを歩いて楽しめる景観



図 ひまわりの丘



図 昔の鳴瀬川沿いの様子

④ 鹿島台地域

【概要】

鹿島台地域は、吉田川と鳴瀬川が合流する一帯に古くから品井沼などの大小の湖沼があり、品井沼の干拓地など水害に強いまちづくりを進めてきました。竹谷地区には鎌田三之助の生家があり、大江堀沿いには東屋や半鐘など本地区での暮らしを思わせる街並みがあります。



【景観づくりの方向性】

鹿島台地域は、昔から水害が多く、水と共生しながら田園づくりを進めてきました。本地域内の田園で見られる二線堤や越流堤などは、水害に強いまちづくりを進めてきた歴史を感じさせる、本地域特有の景観資源です。これらを踏まえ、鹿島台地域では、景観づくりの方向性を以下のよう

みず みどり
瑞と翠が息づく豊穡の景観



図 竹谷地区



図 昔の街並みの様子



⑤ 岩出山地域

【概要】

岩出山地域は、伊達氏の城下町として栄えてきました。かつて岩出山城があった城山公園や、岩出山伊達家の家臣子弟の学問所である旧有備館および庭園、学問の道が並行する内川など城下町の風情を感じさせる街並みが形成されています。細峯地区にはコナラやクヌギの雑木林が広がり、山林と調和した魅力的な建物が見られます。



【景観づくりの方向性】

岩出山地域は、伊達政宗や岩出山伊達家の城下町として栄え、内川や旧有備館および庭園など、小京都の風情ある歴史的景観資源があります。また、本地域では山林と暮らしが共存している、魅力的な景観が見られ、今後も保全を図っていく必要があります。これらを踏まえ、岩出山地域では、景観づくりの方向性を以下のように定め、景観形成を図っていきます。

木立のみどりが彩る伊達な小京都の景観



図 旧有備館および庭園



図 昔の政宗公まつり 行進の様子

⑥ 鳴子温泉地域

【概要】

鳴子温泉地域は、古くから豊富な泉質の温泉で知られ、荒雄川に沿って温泉が各所に湧出しており、湯治の文化が発達しました。名勝地としても知られる紅葉の有名な鳴子峡やカルデラ湖である瀧沼もあります。



【景観づくりの方向性】

鳴子温泉地域は、禿岳や瀧沼などの豊かな自然資源をもつ山々に囲まれており、その山あいには田園や街並みなどが広がり、暮らしの景観を形成してきました。5つの温泉地をもつ日本でも有数の温泉郷であり、本地域で発達した湯治文化は特有の景観を創出しています。これらを踏まえ、鳴子温泉地域では、景観づくりの方向性を以下のように定め、景観形成を図っていきます。

山紫水明の地に息づく湯治文化の景観



図 鳴子峡



図 昔のこけしを売る様子



⑦ 田尻地域

【概要】

田尻地域は、江戸時代に地域の大半の沼地が開墾された町割が田尻地区や沼部地区で見られます。本地域には新田柵跡や中沢目貝塚などの歴史を感じさせる史跡があるほか、渡り鳥が飛来するラムサール条約湿地である蕪栗沼・周辺水田や太平洋まで一望できる加護坊山などもあり、歴史・自然資源が豊かです。



【景観づくりの方向性】

田尻地域は、地域の大半を占める沼地を田として開墾し、人々の暮らしが形成されてきました。加護坊山は本地域の憩いの場として親しまれ、蕪栗沼は日本国内でも有数のマガンの飛来地となっており、本地域のランドマークとして、大切な景観資源です。これらを踏まえ、田尻地域では、景観づくりの方向性を以下のように定め、景観形成を図っていきます。

加護坊山に抱かれた里山の景観



図 蕪栗沼での野鳥観察

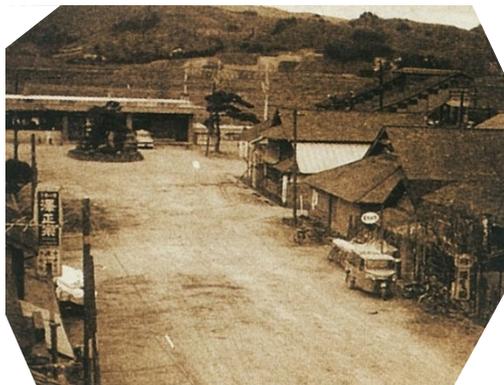


図 昔の駅周辺の様子

2. 景観計画の区域

[法第8条第2項第1号関係]

景観計画区域は、景観行政を実施すべき区域のことを指します。地域の景観を形成している地形・自然・歴史・文化等の景観に関する資源や現在の景観形成上の課題を踏まえ、設定します。

本市は、全域にわたり豊かな自然や田園をもち、7つの地域はそれぞれ特有の地域資源があります。こうした景観の特性を活かしながら、一体的な景観づくりを進めていく必要があると考えています。

以上のことから、景観計画の対象範囲を市全域とし、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域とします。

また景観計画区域は、景観類型の「自然景観」「田園景観」「市街地景観」に対応するよう区分を設け、このエリアは届出対象行為の対象エリアとします。

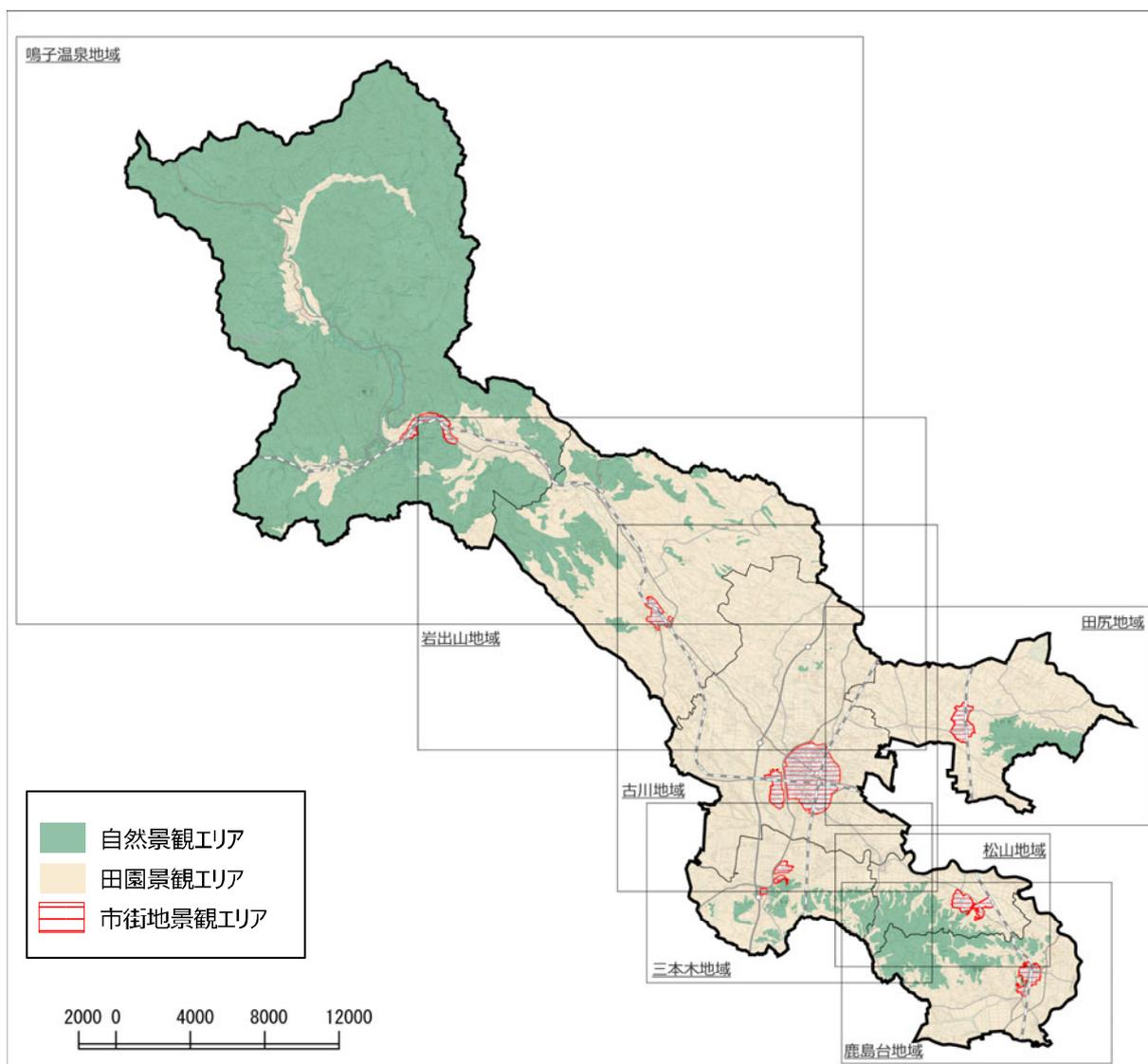
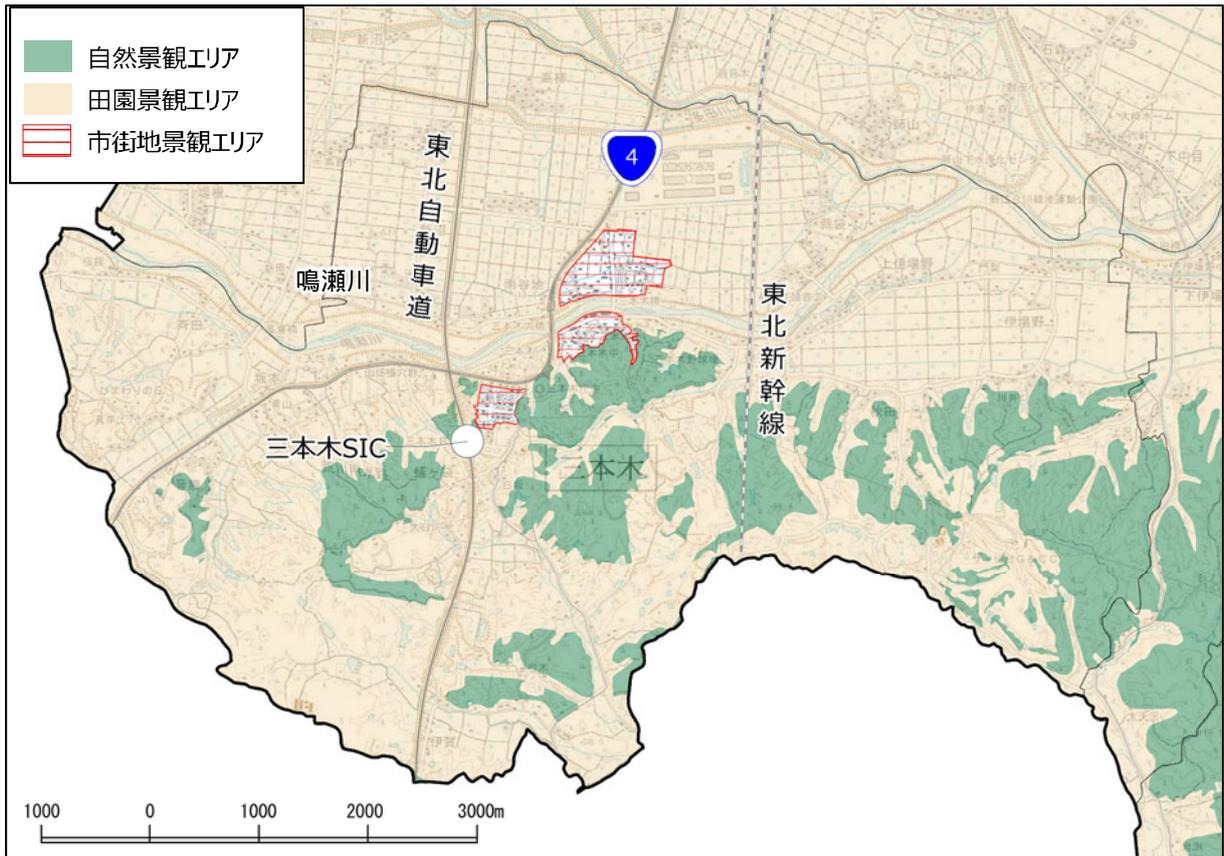
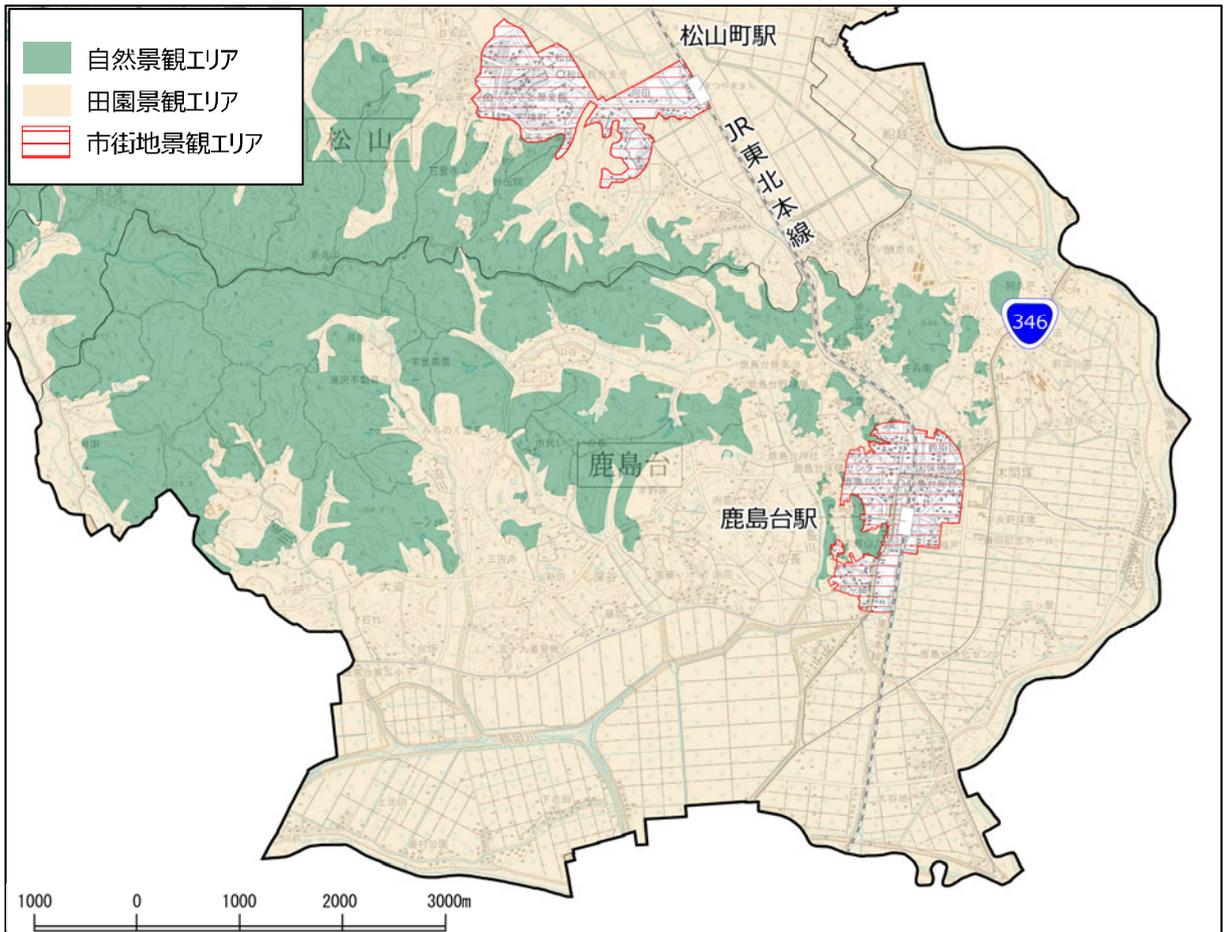


図 景観エリアの区分

■ 三本木地域

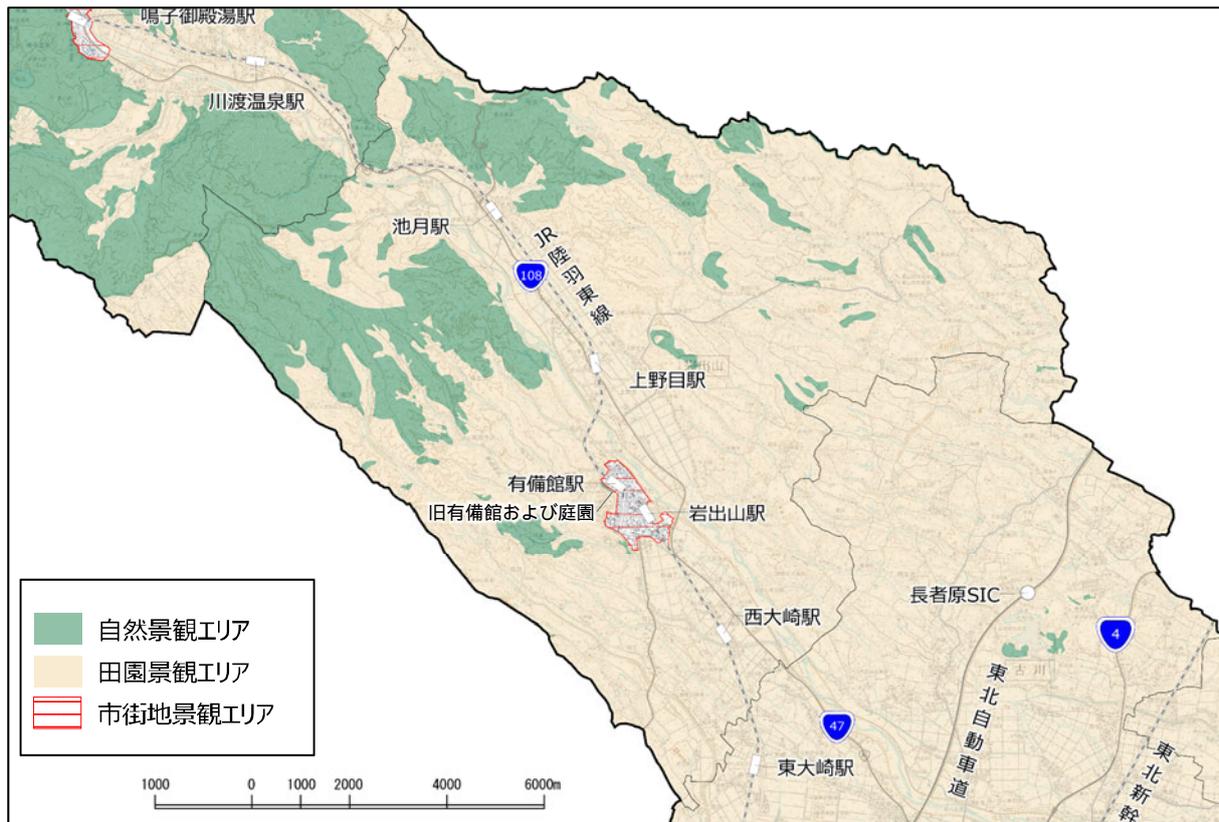


■ 鹿島台地域

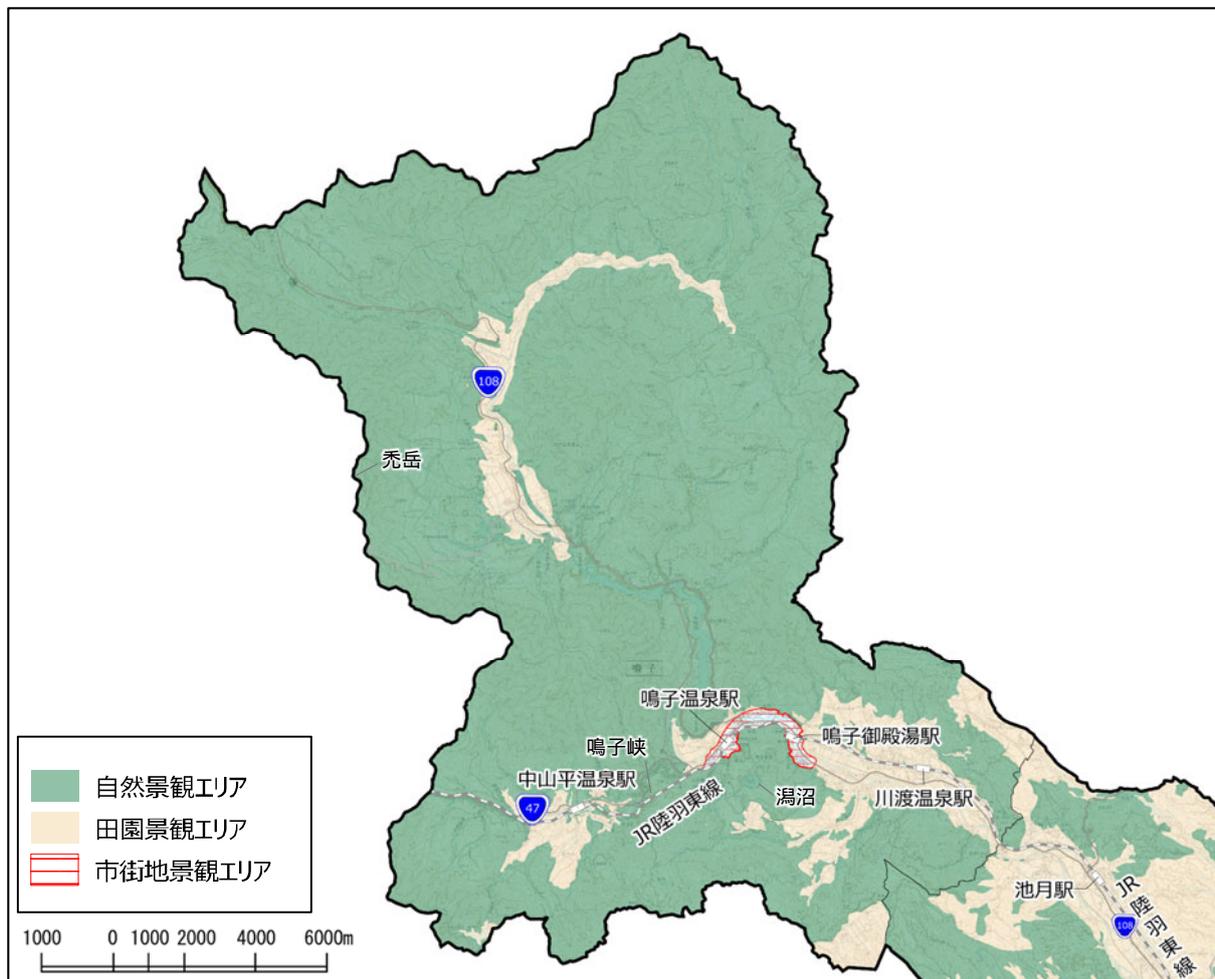




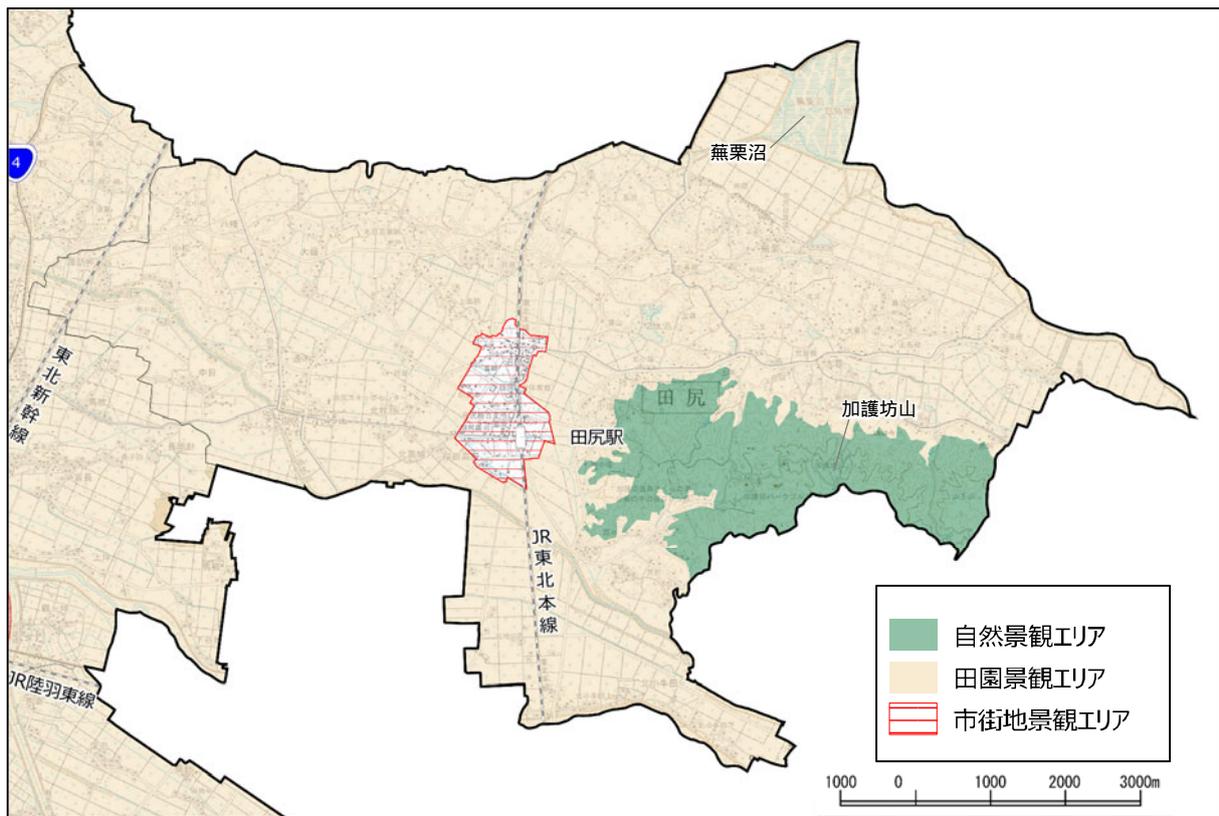
■ 岩出山地域



■ 鳴子温泉地域



■ 田尻地域





3. 良好な景観の形成に関する方針

[法第8条第3項関係]

景観類型ごとに良好な景観の形成を進めるための方針を定めます。

① 土地利用に基づく景観類型

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇山林の景観の保全・維持を推進する。 ◇本市の特徴となるみどりの保全・管理を推進する。 ◇自然環境の保全・維持を推進する。 ◇一定規模以上の建築物・工作物・太陽光発電施設・風力発電施設等に対する適切な規制・誘導を進める。
田園景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇田園景観の保全・維持を推進する。 ◇耕作放棄地の活用・解消などによる田園の景観阻害の防止を推進する。 ◇一定規模以上の建築物・工作物・太陽光発電施設・風力発電施設等に対する適切な規制・誘導を進める。
市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇中心的な商業地では、周囲から突出した建物外観などによる景観阻害の防止に努め、本市の顔としてふさわしいにぎわいある景観の創造を目指す。 ◇商店街においては、にぎわいある街並みの連続性に配慮し、来街者が歩いて楽しめる景観づくりを進める。 ◇大規模工場や工業団地などでは、敷地内の緑地などによる周辺景観と調和した景観づくりを進める。 ◇新たな工業系建築物の整備にあたっては、建物の形態・意匠など、周辺との調和に配慮した適切な規制・誘導を進める。 ◇中高層の住宅では、建物の形態・意匠など、周辺景観との調和に配慮した適切な規制・誘導を進める。 ◇公園や緑地、街路樹、巨樹・巨木、古木など、街なかのみどりの保全や整備・充実に努め、四季を彩る自然景観の創造を目指す。 ◇一定規模以上の建築物・工作物等の色彩等に対する適切な規制・誘導を進める。 ◇太陽光発電施設については、周囲の景観に配慮した色彩・形態を推進する。 ◇ごみの不法投棄による街なかの景観阻害の防止を推進する。

② 景観資源に基づく景観類型

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇街なかを流れる河川・水路、ため池、湧水地などについては、親水性に配慮するなど、水辺の良さを活かした景観づくりを進める。 ◇主要な河川については、雄大な眺望に配慮した景観づくりを進める。 ◇公共施設は視点場からの眺望に配慮した景観づくりを進める。 ◇側溝や水路、河川等へのごみの不法投棄による河川などへの景観阻害の防止を推進する。
沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇主な幹線道路は来街者が目にすることが多いため、眺望を確保する。 ◇沿道の建築資材・再生資源については、来街者の視点に配慮した景観づくりを進める。 ◇屋外広告物については、眺望などに配慮した、メリハリのある規制・誘導を進める。 ◇一定規模以上の建築物・工作物・太陽光発電施設の色彩等に対する適切な規制・誘導を進める。 ◇太陽光発電施設については、周囲の景観に配慮した色彩・形態を推進する。 ◇ごみの不法投棄による沿道や街なかの景観阻害の防止を推進する。
歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域固有の歴史と街並みを活かした一体的な景観づくりを進める。 ◇寺社や史跡などの文化財、古道は、本市のなりたちや、歴史の積み重なりを表す景観であり、これからも保全・活用を推進する。 ◇旧有備館周辺など歴史的な街並みを残す地区においては、周辺地域と一体的に調和のある景観づくりを進める。
文教・公共景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇音楽、芸術、文化などの本市に点在する文化資源の利活用を促進する。
にぎわい景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域ににぎわいをもたらす市やまつり・催しについては、ごみの不法投棄を防止するなど良好な環境維持を推進する。
暮らし景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇まとまりのある昔ながらの農村集落と屋敷林の景観を保全し、本市らしい景観づくりを進める。 ◇地域に根ざした民俗芸能やまつりの継承を支援し、地域ごとの伝統行事の保全・活用を推進する。